**感染予防措置**

柔道参加者および管理者（指導者など）は、以下の感染予防措置が取られない場合には活動を行うことは許されません 。

□ 練習日には全員(管理者等を含む)が健康記録表を管理者に提出する（健康記録表には氏名、連絡先、当日の体温、当日の症状の有無などが記載）。練習参加可否とクラスター発生時の追跡に必要。

□ 管理者はすべての健康記録表をチェックし、発熱者や有症状者は練習不参加とする。

□ 使用前後での施設の共用場所（畳、更衣室、トイレなど）の拭き掃除、消毒：消毒はアルコール類か0.02 0.1 ％次亜塩素酸ナトリウムによる拭式がよい。

□ 共用設備のうちシャワー室や更衣室ロッカーは段階2までは使用しない 。

□ 道場は換気を十分に行う。

□ 練習前（練習日前日午後又は練習日当日）と練習後には自宅(練習施設の共用設備以外の場所。以下同じ。)にて、全身をシャワーで洗う。

□ 柔道着、トレーニングシャツ、タオルなど個人が使用する物品は 毎日自宅で洗濯する。

□ 手洗いを頻繁 に行う。：練習前後・休憩前後に、擦式アルコール製剤で両手を定期的にすみずみまで消毒するか、石鹸と水で洗う（ 20 秒間）。

□ マスク着用は 段階１、２では必須とする。